2017年２月　　発行登録追補目論見書

クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー
2024年３月23日満期
ロシア・ルーブル建 利率ステップ・アップ型社債

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

（注）発行会社は、平成 29 年１月 31 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー　2020 年２月 28 日満期　ステップダウン型期限前償還条項　ノックイン条項　ボーナスクーポン条項付　複数株価指数参照型　円建社債（日経平均株価指数・S&P500 指数）」の売出しについて、平成 29 年２月３日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー　2020 年２月 28 日満期　期限前償還条項　ノックイン条項付　２指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動　円建社債」の売出しについて、また、平成 29 年２月 21 日付で「クレディ・スイス・エイ・ジー　2019 年３月 22 日満期　ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付　固定クーポン円建社債（アルプス電気株式会社）及び「クレディ・スイス・エイ・ジー　2022 年３月 23 日満期　期限前償還条項付　日経平均株価連動デジタルクーポン　円建社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

本社債の元利金はロシア・ルーブルで支払われますので、日本円とロシア・ルーブル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本社債の利息及び償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国証券法による登録免除の適用を受ける一定の取引以外の場合には、合衆国において、または合衆国人に対して、その計算でまたはその利益のために、これを募集しまたは売付けることはできません。ここでの用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションＳに定める意味を有します。（下記はその英文です。）
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”) and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみの責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行体はこれらの書類につき一切責任を負いません。

本説明書は売出人によって作成されたもので、便宜上本目論見書に組入れられています。
したがって、発行者作成に係る本目論見書の内容を構成するものではありません。

無登録格付けに関する説明書

エイチ・エス証券株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）　第　35 号

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

＜ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク＞

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 28 年 5 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

＜Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング＞

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第５号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。
S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 28 年 5 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

＜フィッチ・レーティングス＞

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第７号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.co.jp/web/）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 28 年 5 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	28－外36－７
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月21日
【会社名】	クレディ・スイス・エイ・ジー （Credit Suisse AG）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター クリスチャン・シュミット （Christian Schmid, Managing Director）
【本店の所在の場所】	スイス　チューリッヒ　CH-8001 パラデプラッツ８番地 （Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　伊　藤　哲　哉
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　　福　田　　淳 弁護士　　野　原　新　平 弁護士　　熊　野　則　広
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【発行登録の対象とした 売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	100,000,000ロシア・ルーブル（円貨換算額198,000,000円） （上記円貨換算額は１ロシア・ルーブル＝1.98円の換算率（2017年２月17日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年11月４日
効力発生日	平成28年11月14日
有効期限	平成30年11月13日
発行登録番号	28-外36
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000億円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
28－外36－１	平成28年12月12日	190,000,000円	該当事項なし	
28－外36－２	平成28年12月20日	1,665,000,000円	該当事項なし	
28－外36－３	平成29年１月17日	4,640,000,000円	該当事項なし	
28－外36－４	平成29年１月20日	294,000,000円	該当事項なし	
28－外36－５	平成29年１月24日	300,000,000円	該当事項なし	
28－外36－６	平成29年１月27日	4,445,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		11,534,000,000円	減額総額	０円

【残額】
（発行予定額－実績合計額－減額総額）　488,466,000,000円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　該当事項なし

【安定操作に関する事項】　該当事項なし

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

（注）　「ロシア・ルーブル」とはロシア連邦の法定通貨を、「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を意味する。

目　　次

頁

第一部　証券情報 …… 1

第１　募集要項 …… 1

第２　売出要項 …… 1

１　売出有価証券 …… 1

売出社債（短期社債を除く。） …… 1

２　売出しの条件 …… 3

第３　第三者割当の場合の特記事項 …… 20

第二部　公開買付けに関する情報 …… 20

第三部　参照情報 …… 20

第１　参照書類 …… 20

１　有価証券報告書及びその添付書類 …… 20

２　四半期報告書又は半期報告書 …… 21

３　臨時報告書 …… 21

４　外国会社報告書及びその補足書類 …… 21

５　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 …… 21

６　外国会社臨時報告書 …… 21

７　訂正報告書 …… 21

第２　参照書類の補完情報 …… 21

第３　参照書類を縦覧に供している場所 …… 21

第四部　保証会社等の情報 …… 21

金融商品取引法第５条第４項に掲げる要件を満たしていることを示す書面 …… 22

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面 …… 23

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 …… 48

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

該当事項なし

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘　柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2024年３月23日満期 ロシア・ルーブル建 利率ステップ・アップ型社債 （以下「本社債」という。）（注１）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	100,000,000ロシア・ルーブル	売出価額の総額	100,000,000ロシア・ルーブル
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000ロシア・ルーブル
償還期限	2024年３月23日（以下「満期日」という。）（注２）		
利　率	各利息期間（以下に定義する。）に関する利率は、以下のとおりである。 (1) 2017年３月23日（当日を含む。）から2020年９月23日（当日を含まない。）までの各利息期間について：6.92% (2) 2020年９月23日（その日を含む。）から満期日までの各利息期間について：7.02%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	2017年９月23日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの毎年３月23日及び９月23日（以下、それぞれ「利払日」という。）。利払日が営業日（以下に定義する。）でない場合、修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。但し、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。		
摘　要	(1) 信用格付 本書日付現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA1の、スタンダード＆プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期格付を取得している。 ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。		

	ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第２号）、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第５号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第７号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.co.jp/web/)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。 (2)　その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。

（注１）本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2016年８月23日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2017年３月22日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。ユーロ市場で発行される本社債の額面総額は、上記の日本における売出券面額の総額と同額である。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

（注２）満期日が営業日でない場合には、当該満期日は修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

２【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00％	2017年２月22日から 同年３月17日まで	額面金額 200,000ロシア・ルーブル以上 100,000ロシア・ルーブル単位	なし	売出人の日本における 本店及び所定の営業所

売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	売出しの委託契約の内容
該当事項なし	該当事項なし

摘要

(1) 本社債の日本における受渡期日は、2017年３月23日である。

(2) 本社債のすべての申込人は2017年３月23日までに売出価格を支払う。

(3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(4) 本社債は1933年合衆国証券法（以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された 2016 年 6 月 27 日付の代理契約（その後の修正、再表示又は補足を含み、以下「代理契約」という。）並びに発行会社が発行する社債に関して締結した 2016 年 6 月 27 日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS 捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしいれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及び CS 捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は100,000ロシア・ルーブルに相当する金額とする。

無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・S.A.（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下、それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの名簿に記載されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額又は利息（もしあれば）の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額又は利息の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2.　本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3.　利息

3.1.　固定利息

本社債には2017年３月23日（以下「利息開始日」という。）（当日を含む。）から満期日（当日を含まない。）までの期間について、（以下に定める早期償還の対象とならない限り）額面金額に対して下記の利息が付される。当該利息は、利息開始日又は直前の利払日のいずれか該当する日（いずれも当日を含む。）から翌利払日（当日を含まない。）までの期間（以下、それぞれ「利息期間」という。）について、2017年９月23日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの毎年３月23日及び９月23日に半年分を後払いする。各利息期間は、本要項に従い関連する利払日に対して適用されるあらゆる調整に関係なく、当該利払日となる予定の日に開始又は終了（適宜）する。

各利息期間に関する利率は、以下のとおりである。

(1)　2017年３月23日（当日を含む。）から2020年９月23日（当日を含まない。）までの各利息期間について：6.92%。2017年９月23日（当日を含む。）から2020年９月23日（当日を含む。）までの各利払日において、額面金額当たり3,460ロシア・ルーブルの利息が支払われるものとする。

(2)　2020年９月23日（当日を含む。）から満期日（当日を含まない。）までの各利息期間について：7.02%。2021年３月23日（当日を含む。）から満期日（当日を含む。）までの各利払日において、額面金額当たり3,510ロシア・ルーブルの利息が支払われるものとする。

利払日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。但し、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。

「営業日」とは、土曜日及び日曜日を除く日のうち、(a) モスクワにおいて商業銀行が外国為替の取引及び外国通貨預金含む通常の営業を行う日であり、かつ、(b) ロンドン、東京、ニューヨーク及びモスクワにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日をいう。
「修正翌営業日調整」とは、利払日が営業日でない場合に当該利払日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

利息期間以外のすべての期間（以下「計算期間」という。）について、各本社債について支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本社債の額面金額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該計算期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

但し、上記の計算において、当該計算期間の日数は、当該計算期間の初日（当日を含む。）から当該計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。また、かかる計算によって算出されるすべての円貨額は、１円未満を四捨五入するものとする。

3.2. 利息の発生

支払が不適切に留保又は拒否されない限り、本社債についての利息の発生は、償還期日に終了し、支払が不適切に留保又は拒否された場合には、本第３項に定める方法で関連日（本要項第６項に定義する。）まで引き続き（判断の前後を含めて）利息は発生する。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

下記の規定に従い満期日前に償還又は買入消却されない限り、額面金額100,000ロシア・ルーブルの各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額の100.00％に相当するロシア・ルーブルの金額（以下「満期償還金額」という。）で償還されるものとする。満期日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

4.2. 違法事由による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行、又は本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、方針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなると発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還金額又は利息等のその他の金額の支払は行われない。

本第4.2項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社がその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外早期償還額」とは、計算代理人がその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の①ないし④の要素に基づいて決定される、償還の直前の本社債の価額に相当するロシア・ルーブル金額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

① 本社債の満期までの残存期間

② 銀行間の貸付金利

③ 発行会社（又はその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利

④ 発行会社が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、以下の(A)及び(B)が適用される。

(A) 予定外早期償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めを解消、設定、再設定及び／又は調整した結果として発行会社及び／又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社がその裁量により決定した金額とする。）を考慮して調整される。

(B) 本要項第７項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、債務不履行事由の直前の発行会社の財務状態は考慮しない（疑義を避けるために付言すると、当該金額を計算する際、発行会社は本社債に基づく自らの債務を完全に履行する能力があるものとみなされる。）。

4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる（但し、買入の場合は当該本社債が将来の利息の支払を受けるすべての権利とともに買入れられることを条件とする。）。

4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべき、利息を除くすべての金額を意味する。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、ロシア・ルーブルの主要な金融センターに所在する銀行に開設されたロシア・ルーブル建口座への振り込みにより行われる。

上記にかかわらず、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりロシア・ルーブル障害事由が発生したと決定された場合には、発行会社は、かかる決定を受けて、その単独かつ完全なる裁量により、関連する支払日においてフォールバックFXスポットレートに基づく米ドル建による支払（以下「代替通貨支払」という。）を行うことにより本社債権者に対する債務を返済することができる。

発行会社は、かかるロシア・ルーブル障害事由の決定について本社債権者に通知する。但し、かかる通知をしなかったあるいはかかる通知を受領すべき者が通知を受領しなかったとしても、かかる決定の有効性及び代替通貨支払を行う発行会社の権利の有効性には影響しないものとする。

「ロシア・ルーブル障害事由」とは、(a) 発行会社が為替管理の発動又は発行会社の支配の及ばないその他の事由によって本社債に関する元金、利息及び／又は追加額（もしあれば）の支払を行うためにロシア・ルーブルを調達できない場合、又は (b) 発行会社又はその関連会社がその支配の及ばない事由によって元金、利息及び／又は追加額（該当する場合）に相当する金額のロシア・ルーブルの送金、支払又は受渡し（ロシア連邦内外に対してなされるも

のであるか同国内外においてなされるものであるかを問わない。）を行うことが、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によれば、一般的に不可能、違法又は実行不能となる事象又は状況をいう。

計算代理人の判断、意見及び決定は、明白な誤り、意図的な懈怠又は悪意のない限り、あらゆる点で最終的かつ確定的なものであり、発行会社及び本社債権者を拘束する。発行会社は、意図的な懈怠又は悪意がある場合を除き、かかる判断に関して責任を負わない。

「フォールバックFXスポットレート」とは、あらゆる関連する日において、（a）RUB MOEX（RUB05）をいい、（b）当該日においてRUB MOEX（RUB05）が取得不能の場合には、関連があると判断される利用可能な一切の情報を考慮して計算代理人が単独かつ完全なる裁量により商業的に合理的な方法を用いて決定する米ドル／ロシア・ルーブルの為替レートをいう。

「RUB MOEX（RUB05）」とは、あらゆる関連する日において、１営業日後における決済のために、１米ドル当たりのロシア・ルーブルの値で表示されるロシア・ルーブル／米ドルの直物レートをいい、モスクワ証券取引所（MOEX）によってそのウェブサイト（moex.com/en/fixing）において、MOEX USD/RUB FX Fixingとして、当該日の午後０時35分頃（モスクワ時間）に公表される。

5.2.　債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3.　支払に対する法の適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

5.4.　代理人の任命

諸代理人は発行会社のみの代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代わりの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5.　商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り、「商業銀行取引日」とは、①ロンドン、東京、ニューヨーク及びモスクワにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、②呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期日及び利払日については、上記本要項第3.1項及び第4.1項に記載した調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）又は５年（利息の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、（a）当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は（b）当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより当該本社債は予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

(a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。

(b) 発行会社が(i)支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii)債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii)適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv)当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は(v)発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第７項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において、予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

スイス源泉徴収税

発行会社による本社債に関する支払、及び本社債の元本の返済は、発行会社がスイス国外において資金を使用することを条件に、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。

スイス連邦証券取引印紙税

発行日における本社債の発行及び販売は、スイス連邦証券取引高税の課税対象とはならない（Umsatzabgabe）（発行市場）。本社債の流通市場での売買には、本社債の購入価格の0.30％を上限とするスイス連邦証券取引高税が課される可能性がある。但し、スイス又はリヒテンシュタインにおけるスイス連邦印紙税法（Bundesgesetz über die

Stempelabgaben）に定義される証券業者が取引の当事者であるか、又は取引の仲介業者であり、かついかなる免除も適用されない場合に限る。免除は、とりわけ社債の取引の各当事者でスイス又はリヒテンシュタインの居住者ではない者に適用される。

税法上のスイス非居住者である投資家に対する所得税

税法上のスイス居住者ではなく、当該課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて本社債を保有していない本社債権者は、その保有する本社債についてスイスにおける所得税を課されることはない。

税法上のスイス居住者である個人が私有財産として保有する本社債に対する所得税

本社債を私有財産の一部として保有する個人が当該本社債の売却その他の処分により実現した損益は、原則として、スイス所得税の課税対象ではなく、また課税所得の控除対象でもない（プライベート・キャピタルゲイン又はロス）。これは、スイス税法上、本社債が社債及びオプションで構成される透明性を有するストラクチャード商品として取り扱われる場合、本社債について本社債権者が収受する（組み込み）オプション・プレミアムにも同様に適用される。前記にかかわらず、本社債の利回りの大部分が定期的な支払いではなく一括払い（überwiegende Einmalverzinsung）から生じる場合には、キャピタルゲインに所得税が課される可能性がある。かかる本社債から生じる損失は、同一の課税年度中に類似商品により認識された利益から控除できる。

本社債から生じる所得のうち、プライベート・キャピタルゲイン（オプション・プレミアムを含む。）以外のものは、課税対象となる。これはとりわけ、定期的な利払い、発行割引、返済プレミアム及びその他の保証支払金に適用される。元本返済は課税対象ではない。本社債権者は、当該本社債権者に対する支払いで、対象指標の配当平準化に関連するもの（もしあれば）について所得税を課される。

税法上のスイス居住者である個人又は事業体が事業資産として保有する本社債に対する所得税

スイス国内における事業を通じて本社債を保有する個人及びスイス居住者である法人納税者、並びに海外に居住する法人納税者で、スイス国内の恒久的施設を通じて本社債を保有する者は、該当する課税年度の損益計算書において、本社債の処分若しくは償還により実現された利払い及び損益（日本円／スイス・フランの為替レートの変更又は市場金利の変更に関するものを含む。）、又は（場合により）本社債に関連して実現された損失を認識するよう義務付けられており、当該課税年度における課税所得の純額について、その時点での実勢課税レートによる課税対象となる。スイス居住者である個人で、スイス所得税法上、とりわけ証券による頻繁な取引又はレバレッジ取引を理由に「専門証券業者」に分類される者にも、同一の課税上の取扱いが適用される。

課税における国家間の自動的な情報交換

スイスは、EUとの間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下「AEOI」という。）に関する多国間協定を締結した。これは、EU貯蓄課税協定に取って代わるものである。当該協定は、2017年１月１日に発効し、全EU加盟国28ヵ国及びジブラルタルにおいて適用されている。また、スイスは、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ガーンジー、アイスランド、マン島、インド、日本、ジャージー島、メキシコ、ノルウェー、サンマリノ、南アフリカ、韓国及びウルグアイを含む多くの国々とAEOIに関する二国間協定を締結した。これらの協定は2017年１月１日に発効したか、批准が必要な場合は2018年１月１日に発効する予定である。スイスは、AEOIに関する協定をより多くの国々と締結することを予定している。当該協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国又は締結国の個人

居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される本社債を含む金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータについて、協定の発効日次第で、2017年又は2018年から収集を開始し、2018年又は2019年から情報交換を開始する。最新のスイスのAEOIに関する協定の一覧は、www.sif.admin.ch/sif/en/home/themen/internationale-steuerpolitik/automatischer-informationsaustausch.htmlに掲載されている。

8.2. 日本における課税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（15%の国税と５%の地方税）の源泉所得税が課される（租税特別措置法第３条の３、地方税法71条の５及び６）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と５%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と５%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と５%の地方税））の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と５%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と５%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iv) なお、日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、償還差損益及び譲渡損益については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、原則として日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

8.3. 米国における課税

代替配当金及び配当同等支払金

米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。適用ある米国との租税条約によって減額されない限り、かかる支払金には原則として米国の源泉徴収税が課される。歳入法上、「配当同等」支払金は、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引（レポ取引）に従って行われる代替配当金の支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、②「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）に従って行われる支払であって、（直接又は間接的に）米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、並びに、③米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）が前記①及び②に記載の支払に実質的に類似するものと決定するその他の支払と定義される。

最終規則では、配当同等物とは、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、②指定NPCによる原有価証券の配当金、③指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及び④その他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払であると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、米国財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。「NPC」とは、米国財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、一つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証書又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

規則では、2017年１月１日より前に行われる支払について、NPCが以下の（a）ないし（d）のいずれかの条件に該当する場合に、指定NPCに該当するものと規定されている。（a）契約の締結に関連して、契約のロング当事者がショート当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、（b）契約の終了に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、（c）原有価証券が、確立された証券市場で容易に取引できるものではない場合、又は（d）契約の締結に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を担保として差し入れる場合。前記規則により指定NPCとして取り扱われるNPCは、2017年１月１日以降も指定NPCとして取り扱われる。2017年１月１日以降に発行された取引に関して2017年１月１日以降に行われる支払については、（a）NPC又はELIが発行された時点において原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また（b）発行時点において原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。

「単純」NPC又は「単純」ELIとは、NPC又はELIのうち、各原有価証券に関して、①満期日、行使日又はその他の支払決定日における支払額又は受領額はすべて、当該原有価証券の適切な単一かつ固定の証券数を参照して計算され（但し、かかる証券数は、契約発行時に確定できる。）、かつ②契約には、単一の満期日又は行使日が定められており、かかる満期日又は行使日に支払われるすべての金額（前払金又は定期支払金を除く。）は、当該原有価証券に関して計算することが求められるものをいう。保有者が所定の契約満了日以前であればいつでも行使可能な場合であっても、契約に単一の行使日が定められていると言える。NPC又はELIのうち、支払額若しくは受領額が断続的に増額若しくは減額される旨の条件（デジタル・オプション等）又は満期を前倒し若しくは延長する旨の条件が含まれるものは、単純ELI又は単純NPCには該当しない。「複雑」NPC又は「複雑」ELIとは、それぞれ単純NPC又は単純ELIに該当しないあらゆるNPC又はELIを、それぞれいう。デルタとは、原有価証券数の公正市場価値の小さな変動に対する、当該契約の公正市場価値の変動の割合をいう。

暫定規則では、実質的同等性テストにより、複雑契約が参照する原有価証券の価格が仮に１標準偏差増加又は減少した場合における複雑契約の価値の変動を測定し、当該価値変動を、当該複雑契約をヘッジするために保有する株式持分について株価が１標準偏差増加又は減少した場合の価値変動と比較する。（a）複雑契約の価値の変動と（b）そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異が、①同一証券数に関する「基準単純契約」の価値の変動と②そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異以下である場合、当該複雑契約は、原有価証券と実質的に同等であり、これに関する配当同等支払金は、源泉徴収の対象となる。「基準単純契約」とは、対象となる複雑契約と酷似している単純契約であり、当該複雑契約の発行時点でデルタが0.8であり、当該複雑契約により参照される適切な原有価証券を参照し、かかる原有価証券について当該複雑契約と同一の満期日であるものをいう。

NPC又はELIが単一銘柄の原有価証券に対する複数の参照を含む場合には、当該原有価証券に関するデルタを決定する際、当該原有価証券に対するすべての参照が考慮される。NPC又はELIが複数銘柄の原有価証券又はその他の資産を参照する場合には、各原有価証券に関するデルタは、その他の原有価証券又は資産を考慮せずに決定されなければならない。規則では、一定の基準を満たす適格指数について例外を設けている。また、規則では、原有価証券に関する配当金を明示的又は黙示的に参照しているかにかかわらず、支払金には配当同等支払金が含まれるものと規定されている。

2017年１月１日以降に発行された又は発行されたとみなされる有価証券（原指数のリバランス又は原バスケットの修正により2017年１月１日以降に発行されたとみなされるものを含む。）については、2017年１月１日以降に行われた支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又は有価証券の発行日について書面による記載がある場合は、当該有価証券の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。実際の配当金について調整が行われた場合には、（配当見積額に加え）調整支払金が一証券当たりの配当額に追加される。取引が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他規則を適用するために必要な情報を、関連する発行条件書に添付するか、又はクレディ・スイスのウェブサイト上に掲載する。

適用ある効力発生日に従って、クレディ・スイス・エイ・ジーは、配当と実質的に同等な第871条(m)取引に関する支払又はみなし支払（適切である場合、購入価格の支払を含む。）の全部又は一部を配当同等物として取り扱う。配当同等物には、適用ある租税条約によって減額されない限り、また適切に作成されたIRSのフォームW-8（又はその他の必要書類）が提出されない限り、米国の源泉徴収税が課される。また、支払代理人又はその他の仲介業者は、クレディ・スイス・エイ・ジーがある本社債に関する支払又はみなし支払（適切である場合、購入価格の支払を含む。）の全部又は一部を配当同等物として取り扱わない場合でも、かかる支払を配当同等物として取り扱う場合がある。その場合、支払代理人又は仲介業者は、源泉徴収税が適用ある租税条約によって減額されない限り、また支払代理人又は仲介業者が条約上の恩恵を受けるための適切な書類を受領しない限り、かかる支払について源泉徴収を行う場合がある。一連の支払についていずれかの時点で源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは、源泉徴収される金額に関して追加額を支払う義務を負わない。

取引は組み合わされて第871条(m)取引として扱われる場合があり、その場合、クレディ・スイス・エイ・ジーが配当同等物について源泉徴収を行うか否かにかかわらず、投資家が責任を負うこととなる。これらの最終規則及び暫定規則は、非常に複雑なものとなっている。したがって、非米国人の本社債権者は、これらの最終規則及び暫定規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談するべきである。

外国事業体を通じて保有される本社債

一般的に「FATCA」と称される米国追加雇用対策法の特定の条項及びかかる条項に基づく規則に基づき、「外国金融機関」（同規則又は適用ある政府間協定に定義される。）（及び同機関が50％を超える持分を有する関係会社）に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、支払を受領する外国金融機関が当該機関（又は当該機関の関係会社）に口座を有するあらゆる米国人の身元を開示すること及びかかる米国人口座について年に一度、一定の情報を報告すること等に同意しない限り、30％の源泉徴収税が課される。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、(1)米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得（以下「FDAP」という。）の支払、並びに(2)米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のあるあらゆる資産の売却によるグロス収益が含まれる。また「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び外国パススルー支払をいう。かかる支払に対して30％の源泉徴収税が課されるのを回避するため、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、クレディ・スイス・エイ・ジーは、保有者が①関連する情報を提供しない場合、②情報報告義務の遵守に同意していない外国金融機関である場合、又は③かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払の一部に対して源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。FATCAは、実質的米国保有者の氏名、住所及び納税者識別番号を開示しない（又は実質的米国保有者を顧客に持たない旨を証明しない）一定の外国事業体に対して源泉徴収可能な支払を行う源泉徴収代理人に、30％の税率で源泉徴収を行うことを義務づけている。本社債に関する支払が米国内の源泉から発生したものと決定された場合には、これらに関して、クレディ・スイス・エイ・ジーは当該支払を源泉徴収可能な支払として取り扱う。また、支払代理人又はその他の仲介業者が本社債に関する支払金を米国源泉のものとして取り扱う可能性があるため、クレディ・スイス・エイ・ジーがFATCAに基づく源泉徴収の対象であると判断しない場合であっても、現在かかる源泉徴収の対象となっている場合がある。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

FATCAに基づく源泉徴収は、支払の受益者が米国人であるか否か又はその他の点で適用ある米国との租税条約により若しくは米国の国内法により源泉徴収税の賦課を免除される資格を有するかにかかわらず、すべての源泉徴収可能な支払及び一定のパススルー支払に適用される。外国金融機関が支払の受益者である場合を除いて、かかる源泉徴収は、FDAPの支払について源泉徴収されるその他の税金に適用されるのと同様の手続及び制限に従って還付又は控除の対象となるが、支払の受益者が、当該受益者が米国保有外国事業体であるか否かを決定するため、またかかる事業体の実質的米国保有者の身元を決定するために必要であるとIRSが判断する情報を提出することが条件となる。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

上記規則及びIRS通達2015-66号に従って、また下記の例外規定が適用されるものの、FATCAに基づく源泉徴収は一般に、①源泉徴収可能な支払（上記の種類のグロス収益及び当該規則に定義される「既存の債務」に関して行われる一定の支払を除く。）、②2018年12月31日後に行われる売却又は処分についての上記の種類のグロス収益の支払、及び③2018年12月31日又は「外国パススルー支払」を定義した最終規則が公表された日のうちいずれか遅い方の日付後に行われる外国パススルー支払に対して適用される。前記にかかわらず、上記のFATCAの規定は、次のものには一般に適用されない。(a)2014年７月１日時点で未払の（米国課税上、エクイティとして取り扱われる商品又は満期若しくは期間の定めがない商品以外の）債務（以下「適用除外債務」という。）、(b)歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則に従って配当同等物を生じるものとして取り扱われることのみを理由に源泉徴収可能な支払を発生させる債務のうち、その種類の債務が最初に配当同等物を生じるものとして取り扱われた日付から６ヶ月が経過した日より前のいずれかの時点で未払である債務、並びに(c)一つ又は複数の適用除外債務を保証する担保に関して支払を行うこと

を担保権者に要求する合意（担保自体は適用除外債務ではない場合も含む。）。したがって、投資家が外国金融機関又は外国事業体を通じて本社債を保有する場合、支払の一部に対して30％の源泉徴収税が課される場合がある。

米国連邦遺産税の取り扱い

個人が死亡時に本社債を保有していた場合、当該本社債に対して米国連邦遺産税が課される場合がある。米国外に居住していた保有者の総遺産には、米国内の財産のみが含まれる。保有者は、死亡時に本社債を保有していた場合の米国連邦遺産税の帰結について、各自の税務顧問に相談するべきである。

バックアップ源泉徴収及び情報報告

本社債権者は、正確な納税者識別番号を提供しない場合、米国人本社債権者でないことを立証する所定の証明手続に従わず、若しくはその他の適用ある免除資格の証明を行わない場合、又はその他のバックアップ源泉徴収ルールの適用要件を満たさない場合には、当該保有者に対する一定額の支払に関してバックアップ源泉徴収を課される場合がある。バックアップ源泉徴収は、付加税ではない。バックアップ源泉徴収ルールに基づく源泉徴収額については、米国連邦所得税債務からの控除を請求することができ、債務を超過する額については、必要情報を適時にIRSに対して提供した場合、還付を受けることができる。本社債権者は、自身に支払われた特定の金額に関してIRSへ情報を報告する義務を負う場合もある。但し、(1)適切に作成されたIRSのフォームW-8（又はその他の適格書類）を提出した場合、又は(2)その他適用除外を受けるための根拠を提示した場合を除く。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件（最初の利息及びプレミアムの支払金額及び支払日並びに発行価格を除く。）で本社債を随時追加設定し、発行することができ（疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。）、これを本社債と統合し、１つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知を関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は（本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合）書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面総額を基準として）を保有又は代表する２名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する２名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（g）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する２名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債に関する利率を引き下げること、（d）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（e）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（f）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（g）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は１つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は１名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、（a）曖昧性を無くすため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は（b）明白な誤りを訂正するために、本要項の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人：　ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア１

財務代理人：　ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア１

計算代理人：　クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドン E14 4QJ
カボット・スクエア１

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づく権限の範囲におけるすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

(a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。

(b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。

(c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下、総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、１箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時か否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。但し、以下の記載は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

下記に記載する若しくはその他の１つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利/為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、円為替、円金利市場、ロシア・ルーブル金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

カントリー・リスク

本社債の元金及び売却価格は日本円・ロシア・ルーブル間の為替レートの変動により影響を受ける。ロシア連邦は、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起こりやすく、情勢の急変などにより信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、ロシア連邦のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

日本円・ロシア・ルーブル間の為替レート

日本円・ロシア・ルーブル間の為替レートの変動は、ロシア・ルーブルによる利息支払額及び元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、利息支払の日又は償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の状況のもとでは、本社債の日本円建での相当価値は、ロシア・ルーブルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて

本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

投資家は、上記のリスク要因の１つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成27年度）（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）
平成28年６月30日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類
事業年度（平成28年度中）（自　平成28年１月１日　至　平成28年６月30日）
平成28年９月23日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年２月21日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成29年１月11日に関東財務局長に提出

４【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

６【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

７【訂正報告書】

該当事項なし

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（平成29年２月21日）までの間において生じた変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、本発行登録追補書類の提出日（平成29年２月21日）現在においてもその判断に変更はない。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

金融商品取引法第５条第４項に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名　　：クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

代表者の氏名および役職　　：マネージング・ディレクター　クリスチャン・シュミット
(Christian Schmid, Managing Director)

1. クレディ・スイス・エイ・ジー（以下「当社」という。）は１年間継続して有価証券報告書を提出している。

2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成 28 年 11 月４日）以前５年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は 100 億円以上である。

（参考）
（平成 27 年 12 月 18 日（発行日）の募集）
クレディ・スイス・エイ・ジー　第９回円貨社債（2015）
券面総額又は振替社債の総額　　271 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

以下は、クレディ・スイス・エイ・ジーが公表した2016年12月31日に終了した2016年度第４四半期について作成された「2017年２月14日付収益リリース（Earnings Release February 14, 2017)」及び2016年９月30日に終了した2016年度第３四半期について作成された「2016年度第３四半期財務報告書（Financial Report 3Q16)」並びにクレディ・スイス・グループAGが公表した「2016年12月７日付2016年インベスター・デーに係るメディアリリース（Investor Day 2016)」からの抜粋の和訳である。

Ⅰ．2016年12月31日に終了した第４四半期のクレディ・スイスの業績及び連結財務書類

クレディ・スイス

2016年度第４四半期において、当グループは、2,347百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。希薄化後一株当たり損失は1.12スイス・フランで、株主に帰属する株主資本利益率はマイナス21.3％であった。2016年度第４四半期末現在、当グループのルックスルー・ベースでの国際決済銀行（「BIS」）の普通株式ティア１（「CET1」）比率は11.6％であった。

業績	期中／期末			増減率（%）		期中／期末		増減率（%）
	2016年度 第４四半期	2016年度 第３四半期	2015年度 第４四半期	前 四半期比	前年度 同期比	**2016年度**	2015年度	前年度 同期比
損益計算書（百万スイス・フラン）								
純利息収益	1,622	1,930	2,194	(16)	(26)	7,562	9,299	(19)
手数料収益	2,941	2,680	2,914	10	1	11,092	12,044	(8)
トレーディング収益	258	232	(1,349)	11	–	313	1,340	(77)
その他の収益	360	554	451	(35)	(20)	1,356	1,114	22
純収益	**5,181**	**5,396**	**4,210**	(4)	23	**20,323**	**23,797**	(15)
貸倒引当金繰入額	**75**	**55**	**133**	36	(44)	**252**	**324**	(22)
人件費	2,682	2,674	3,149	0	(15)	10,572	11,546	(8)
一般管理費	3,884	1,978	2,808	96	38	9,470	8,574	10
支払手数料	394	322	409	22	(4)	1,455	1 ,623	(10)
のれんの減損	0	0	3,797	–	(100)	0	3,797	(100)
リストラクチャリング費用	49	145	355	(66)	(86)	540	355	52
その他営業費用合計	4,327	2,445	7,369	77	(41)	11,465	14,349	(20)
営業費用合計	**7,009**	**5,119**	**10,518**	37	(33)	**22,037**	**25,895**	(15)
法人税等控除前利益／（損失）	**(1,903)**	**222**	**(6,441)**	–	(70)	**(1,966)**	**(2,422)**	(19)
法人税等費用／（便益）	442	185	(627)	139	–	469	523	(10)
当期純利益／（損失）	**(2,345)**	**37**	**(5,814)**	–	(60)	**(2,435)**	**(2,945)**	(17)
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	2	(4)	14	–	(86)	3	(1)	–
株主に帰属する当期純利益／（損失）	**(2,347)**	**41**	**(5,828)**	–	(60)	**(2,438)**	**(2,944)**	(17)
損益計算書評価指標（%）								
規制資本利益率	(16.0)	1.8	(50.7)	–	–	(4.1)	(4.5)	–
費用／収入比率	135.3	94.9	249.8	–	–	108.4	108.8	–
実効税率	(23.2)	83.3	9.7	–	–	(23.9)	(21.6)	–
一株当たり利益（スイス・フラン）								
基本的一株当たり利益／（損失）	(1.12)	0.02	(3.28)	–	(66)	(1.19)	(1.73)	(31)
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(1.12)	0.02	(3.28)	–	(66)	(1.19)	(1.73)	(31)

株主資本利益率（%、年率換算）								
株主に帰属する株主資本利益率	(21.3)	0.4	(51.3)	-	-	(5.5)	(6.8)	-
株主に帰属する有形株主資本利益率(注1)	(24.1)	0.4	(62.7)	-	-	(6.2)	(8.4)	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）								
資産合計	819,833	806,711	820,805	2	0	819,833	820,805	0
リスク加重資産(注2)	268,045	270,462	289,946	(1)	(8)	268,045	289,946	(8)
レバレッジ・エクスポージャー(注2)	950,763	948,744	987,628	0	(4)	950,763	987,628	(4)
従業員数（フルタイム換算）								
従業員数	47,170	47,690	48,210	(1)	(2)	47,170	48,210	(2)

（注1） 貸借対照表上に記載の通り、株主に帰属する株主資本総額からのれん及びその他の無形資産を控除した非GAAPの財務指標である、株主に帰属する有形株主資本に基づいて計算している。事業の取得にかかわらず、事業の業績を一定して計測できるため、経営陣は、株主に帰属する有形株主資本利益率は意義あるものと考えている。

（注2） ルックスルー・ベースで開示されている。

業績の要約

2016年度第４四半期の業績

クレディ・スイスは、2016年度第３四半期においては41百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益、2015年度第４四半期においては5,828百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2016年度第４四半期において2,347百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。2016年度第４四半期の業績には、当グループの過去の住宅ローン担保証券（「RMBS」）事業に関する米国司法省（「DOJ」）との和解に主に関連する2,170百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれていた。当グループの2015年度第４四半期の業績には、3,797百万スイス・フランの重大なのれんの減損費用が含まれていた。2016年度第４四半期において、クレディ・スイスは、171百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上した。

2016年度の業績

クレディ・スイスは、2015年度においては2,944百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2016年度において2,438百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。2016年度の業績には、当グループの過去のRMBS事業に関するDOJとの和解に主に関連する2,686百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれていた。当グループの2015年度の業績には、重大なのれんの減損費用が含まれていた。2016年度において、クレディ・スイスは、615百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上した。

業績

純収益

当グループは、2016年度第３四半期と比べて４％減となる5,181百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びグローバル・マーケッツ部門における純収益が減少したことを反映したものであったが、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門における純収益の増加により一部相殺された。スイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益は、主に2016年度第３四半期におけ

る346百万スイス・フランの不動産売却益により減少した。グローバル・マーケッツ部門における純収益の減少は、エクイティの業績改善により一部相殺された顧客活動の時季的な減退を反映していた。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の増加は、主に、アセット・マネジメント及びプライベート・バンキングの両方における取引及びパフォーマンス・ベースの収益の大幅な増加並びに54百万スイス・フランの不動産売却益によるものであった。インベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門における純収益の増加は、主にアドバイザリー及びその他の報酬の収益の増加によるものであった。

純収益は、2015年度第４四半期と比べて23％増加した。これは主に、コーポレート・センター、インベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益が増加したことを反映したものであった。コーポレート・センターにおける純収益は、主に、2015年度第４四半期における自身の信用スプレッドの変動による公正価値の評価損が、2016年度第１四半期以降米国において一般的に公正妥当と認められている会計原則（「US GAAP」）の下で連結損益計算書に計上されなくなったことにより増加した。インベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門における純収益は、主に債券引受業務の収益の増加に牽引されて増加した。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益は、主に、純利息収益の増加及び不動産売却益により増加した。

貸倒引当金繰入額

2016年度第４四半期における貸倒引当金繰入額は、75百万スイス・フランであったが、これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門における34百万スイス・フラン及びストラテジック・リゾルーション・ユニットにおける28百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額の純額に関連するものであった。

営業費用合計

当グループは、2016年度第４四半期において、2016年度第３四半期から37％増の7,009百万スイス・フランの営業費用合計を計上した。これは、当グループの過去のRMBS事業に関するDOJとの和解に主に関連する増加した訴訟引当金純額2,170百万スイス・フランを含む一般管理費の96％増を反映したものであったが、リストラクチャリング費用の66％減により一部相殺された。当グループは、2016年度第４四半期に49百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を負担した。このうち30百万スイス・フランが人件費に関連するものであった。

営業費用合計は、2015年度第４四半期と比べて33％減少した。これは主に、2015年度第４四半期における3,797百万スイス・フランののれんの減損費用によるものであった。人件費は、主に給与及び変額報酬の減少により15％減少し、リストラクチャリング費用は86％減少した。これらの変動は、当グループの過去のRMBS事業に関するDOJとの和解に主に関連する訴訟引当金純額の増加を主因とする一般管理費の38％増により一部相殺された。

法人税等費用

2016年度第４四半期において計上された442百万スイス・フランの法人税等費用は、主に各地域の様々な業績による影響及び税金の臨時費用の影響を反映したものであった。全体として、繰延税金資産純額は、主に、収益及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）エイ・ジーの業務開始に牽引され、704

百万スイス・フラン減の5,731百万スイス・フランとなったが、外国為替換算の影響により一部相殺された。繰越欠損金に係る繰延税金資産は、2016年度第４四半期中に758百万スイス・フラン減少し、2,198百万スイス・フランとなった。2016年度第４四半期のクレディ・スイスの実効税率は、2016年度第３四半期の83.3％に対し、マイナス23.2％となった。2016年度第４四半期の税率は、主に過去のRMBS事業に関するDOJとの最終的な和解に関連する損金不算入の民事制裁金により影響を受けた。

RMBSに関する和解

2017年１月、クレディ・スイスは、2007年まで従事していたRMBS事業について、DOJとの間で、最終的に和解した。当該和解により、クレディ・スイスは、RMBSの証券化、引受け、発行及び販売に関するDOJからの潜在的な民事上の請求から免除される。和解の内容として、クレディ・スイスは、2.48十億米ドルの民事制裁金をDOJに対して支払うこととなる。また、クレディ・スイスは、和解後５年間にわたって、消費者救済のために合計2.8十億米ドルを拠出する。この消費者救済措置には、支払い可能な家賃の提供及びローン支払いの免除が含まれる。DOJとクレディ・スイスは、当該和解の消費者救済要件の履行完了を監督するための独立監視人を任命することで合意した。2016年度第４四半期に、クレディ・スイスは、ストラテジック・リゾルーション・ユニットにおいて、本件に対して過四半期に計上された550百万米ドルの既存の引当金に加えて、1,990百万米ドルの訴訟引当金を計上した。

資本分配案

当グループの取締役会は、2017年４月28日に開催される年次株主総会において、2016年度につき資本拠出準備金から一株当たり0.70スイス・フランの分配を行う旨を株主に提案する予定である。かかる分配はスイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資を目的として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税が非課税となる。かかる分配は、現金又はクレディ・スイス・グループの新株（株主の居住法域で適用される法的な制限に従うことを条件とする。）のうち、株主が選択する方法で支払われる。

追加の財務指標

貸借対照表

2016 年度第４四半期末時点の資産合計は、2016 年度第３四半期から２％増の 819.8 十億スイス・フランであった。これは外国為替換算の影響を反映したものであり、営業活動の減少によって一部相殺された。外国為替換算の影響を除外すると、資産合計は 13.4 十億スイス・フラン減となった。

一定の訴訟手続に関する合理的な程度あり得る損失の範囲

当グループが見積り可能と考える一定の訴訟手続に関する、既存の引当金でカバーされない合理的に発生する可能性のある損失に関して当グループが総額として見積もっている範囲は、2016 年度第４四半期末現在でゼロから 1.4 十億スイス・フランである。

株主持分合計

2016年度第４四半期末時点におけるクレディ・スイスの株主持分合計は、2016年度第３四半期末時点の44.3十億スイス・フランから減少して42.2十億スイス・フランであった。株主持分合計は、株主に帰属する純損失及び信用リスクに関連する公正価値で測定される負債による損失により、マイナスの影響を受けた。これらの変動は、累積外貨換算調整額に係るプラスの外国為替関連変動及び株式報酬の支払義務の増加により一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

2016年度第４四半期の当グループの平均流動性カバレッジ比率は、202％であった。当該比率は、当グループの過去のRMBS事業に関するDOJとの間の最終的な和解に至るまでの保守的な流動性ポジションと、現地で適用される流動性要件を当グループ事業体が確実に充足するための当グループの取組みを反映したものである。

資本指標

2016 年度第４四半期末時点の CET1 比率は、2016 年度第３四半期末時点の 14.1％に対して、13.6％であった。これは CET1 資本が減少したこと及びリスク加重資産が微減したことを反映したものである。クレディ・スイスの 2016 年度第４四半期末時点のティア１比率は、2016 年度第３四半期末時点の 18.3％に対して、18.1％であった。2016 年度第４四半期末時点の自己資本比率合計は、2016 年度第３四半期末時点の 20.8％に対して、20.6％であった。

2016年度第４四半期末時点のCET1資本は、2016年度第３四半期末時点の38.6十億スイス・フランに対して、36.9十億スイス・フランであった。これは主に、株主に帰属する純損失及び当グループの信用リスクの変動に起因する公正価値で測定される金融負債に係る規制上の純損失影響額を反映したものであり、外貨換算のプラスの影響及び株式報酬の純影響額により一部相殺された。

2016年度第４四半期末時点の適格資本合計は、2016年度第３四半期末時点の57.0十億スイス・フランに対して、56.0十億スイス・フランであった。これは、CET1資本及びティア２資本の減少を反映し

たものであり、その他ティア１資本の増加により一部相殺された。

リスク加重資産は、2016年度第３四半期末時点の273.8十億スイス・フランから１％減少し、2016年度第４四半期末時点では271.4十億スイス・フランとなった。これは主に、特に信用リスク等のリスクレベルの変動に牽引されたものであるが、外貨換算の影響から生じた増加により一部相殺された。

2016年度第４四半期末時点のルックスルーCET1比率は、2016年度第３四半期末時点の12.0％に対して、11.6％であった。RMBSに関する和解は、2016年度第４四半期における当グループのルックスルーCET1比率を約90ベーシス・ポイント引き下げた。これは、2016年度第４四半期に計上された約２十億米ドルの訴訟引当金及び同じく当該四半期に計上された約0.7十億スイス・フランのオペレーショナル・リスクの増加を反映していた。

レバレッジ指標

2016年度第４四半期末時点のBISのティア１レバレッジ比率は5.1％で、そのうち3.9％がBISのCET1で構成されていた。ルックスルー・ベースでは、2016年度第４四半期末時点のBISのティア１レバレッジ比率は4.4％で、そのうち3.3％がBISのCET1で構成されていた。RMBSに関する和解は、2016年度第４四半期における当グループのルックスルー・ベースでのCET1レバレッジ比率を約20ベーシス・ポイント引き下げた。これは、2016年度第４四半期に計上された約２十億米ドルの訴訟引当金を反映していた。

2016年度第４四半期末時点のルックスルーのレバレッジ・エクスポージャーは、950.8十億スイス・フランであった。

BIS 資本指標及びレバレッジ指標

			段階的導入			ルックスルー
期末	**2016年度 第４四半期**	2016年度 第３四半期	2015年度 第４四半期	**2016年度 第４四半期**	2016年度 第３四半期	2015年度 第４四半期
資本指標（％（別途記載がある場合を除く。））						
リスク加重資産（十億スイス・フラン）	271.4	273.8	295.0	268.0	270.5	289.9
CET1 比率	13.6	14.1	14.3	11.6	12.0	11.4
ティア１比率	18.1	18.3	18.0	15.7	16.0	15.4
資本比率合計	20.6	20.8	21.3	17.6	17.8	17.7
レバレッジ指標（％（別途記載がある場合を除く。））						
レバレッジ・エクスポージャー（十億スイス・フラン）	957.1	955.0	993.5	950.8	948.7	987.6
CET1 レバレッジ比率	3.9	4.0	4.2	3.3	3.4	3.3
ティア１レバレッジ比率	5.1	5.2	5.3	4.4	4.6	4.5

重要な情報

当グループは、2016年度のアニュアル・レポートの最終版を確定させておらず、また、当グループの独立した公認会計事務所も当該年度の連結財務書類の監査を完了していない。そのため、本リリースに含まれる財務情報について年度末手続の完了が必要であり、結果的に当該財務情報が変更される場合がある。現在の表示と合致させるために、過年度について一部再分類がなされている。

規制資本利益率は、税引後利益を使用して計算され、税率を30％とし、最低平均リスク加重資産利益率を10％及び最低平均レバレッジ・エクスポージャー利益率を3.5％として資本が割り当てられるものと仮定している。グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。

コスト削減プログラムは、一定の外国為替レートで測定され、発生した主な訴訟費用、事業再編費用及びのれんの減損を除外した（但し、削減達成のためのその他の費用は含む。）費用ランレートに基づいている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

配当を新株で受け取ることができる選択権についてより詳細な説明が記載された概要書は、2017年３月24日前後に当グループの株主に提供される予定である。一部の当グループの株主への提供が制限される可能性を含む株式配当選択権の行使条件は、かかる概要書に記載される。本書により、当グループの証券の売却の申出若しくは引受の募集、又は購入若しくは引受の申出の勧誘を行うものではなく、本書（若しくはその一部）又はその配布の事実は、これらの契約の基礎を構成するものではなく、かかる契約に関連して依拠してはならない。本書は、あらゆる適用法令上の意味において目論見書には該当しない。適格株主は、配当金を受領するか又は2016年度の配当の一部として当グループの新株を受領するかについて、2016年度配当の条件及び関連文書に記載された追加情報（2017年度年次株主総会の招集通知の公開に際し、入手可能となる。）のみに基づき判断すべきである。本書により、2016年度配当の一部として当グループの新株受領を選択することを、株主に推奨するものではない。適格株主は、あらゆる判断の前に、自己の銀行、税務又は財務のアドバイザーにさらに相談されたい。

上述される、既存の引当金でカバーされない合理的な程度あり得る損失に関して当グループが総額として見積もっている範囲は、当グループが見積り可能と考える訴訟手続で、かつ当グループの有価証券報告書の第一部　第６　３（２）「訴訟」に記載され、当グループの四半期報告（2017年３月24日付で開示予定の当グループの年次報告書を含む。）で更新される訴訟手続のみに関連するものである。当グループの訴訟手続の多くに関し、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性が

あるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積もることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積もることができる訴訟手続に関する、損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、それらの複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟手続が初期の段階にあること、既に発生した金額のうち判明している金額が限られていること及び／又はその他の要因により、当グループの訴訟手続に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を確実に見積もることは難しいと考えている。詳細については、当グループの有価証券報告書の第一部　第６　３（２）「訴訟」及び当グループの各四半期財務報告書の訴訟の注記を参照のこと。

2016年12月31日に終了したクレディ・スイス・グループAGの連結財務書類

連結損益計算書

連結損益計算書(百万スイス・フラン)	12月31日に終了した３ヶ月間	９月30日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した年度	
	2016年	2016年	2015年	**2016年**	2015年
利息および配当金収益	3,810	4,222	4,526	17,374	19,341
支払利息	(2,188)	(2,292)	(2,332)	(9,812)	(10,042)
純利息収益	1,622	1,930	2,194	7,562	9,299
手数料収益	2,941	2,680	2,914	11,092	12,044
トレーディング収益	258	232	(1,349)	313	1,340
その他の収益	360	554	451	1,356	1,114
純収益	**5,181**	**5,396**	**4,210**	**20,323**	**23,797**
貸倒引当金繰入額	**75**	**55**	**133**	**252**	**324**
報酬費用	2,682	2,674	3,149	10,572	11,546
一般管理費	3,884	1,978	2,808	9,470	8,574
支払手数料	394	322	409	1,455	1,623
のれんの減損	0	0	3,797	0	3,797
リストラクチャリング費用	49	145	355	540	355
その他営業費用合計	4,327	2,445	7,369	11,465	14,349
営業費用合計	**7,009**	**5,119**	**10,518**	**22,037**	**25,895**
税引前当期利益／（損失）	**(1,903)**	**222**	**(6,441)**	**(1,966)**	**(2,422)**
法人税等費用／（便益）	442	185	(627)	469	523
当期純利益／（損失）	**(2,345)**	**37**	**(5,814)**	**(2,435)**	**(2,945)**
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	2	(4)	14	3	(1)
株主に帰属する当期純利益／（損失）	**(2,347)**	**41**	**(5,828)**	**(2,438)**	**(2,944)**

（スイス・フラン）	12月31日に終了した３ヶ月間	９月30日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した年度	
一株当たり利益／（損失）	**2016年**	2016年	2015年	**2016年**	2015年
基本的一株当たり利益／（損失）	(1.12)	0.02	(3.28)	(1.19)	(1.73)
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(1.12)	0.02	(3.28)	(1.19)	(1.73)

連結損益計算書

連結損益計算書(百万円)	12月31日に終了した３ヶ月間	9月30日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した年度	
	2016年	2016年	2015年	**2016年**	2015年
利息および配当金収益	430,721	477,297	511,664	1,964,131	2,186,500
支払利息	(247,353)	(259,111)	(263,633)	(1,109,247)	(1,135,248)
純利息収益	183,367	218,187	248,032	854,884	1,051,252
手数料収益	332,480	302,974	329,428	1,253,951	1,361,574
トレーディング収益	29,167	26,228	(152,504)	35,385	151,487
その他の収益	40,698	62,630	50,986	153,296	125,938
純収益	**585,712**	**610,018**	**475,941**	**2,297,515**	**2,690,251**
貸倒引当金繰入額	**8,479**	**6,218**	**15,036**	**28,489**	**36,628**
報酬費用	303,200	302,296	355,994	1,195,165	1,305,275
一般管理費	439,086	223,613	317,444	1,070,584	969,291
支払手数料	44,542	36,402	46,237	164,488	183,480
のれんの減損	－	－	429,251	－	429,251
リストラクチャリング費用	5,539	16,392	40,133	61,047	40,133
その他営業費用合計	489,167	276,407	833,065	1,296,118	1,622,154
営業費用合計	**792,367**	**578,703**	**1,189,060**	**2,491,283**	**2,927,430**
税引前当期利益／（損失）	**(215,134)**	**25,097**	**(728,155)**	**(222,256)**	**(273,807)**
法人税等費用／（便益）	49,968	20,914	(70,882)	53,020	59,125
当期純利益／（損失）	**(265,102)**	**4,183**	**(657,273)**	**(275,277)**	**(332,932)**
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	226	(452)	1,583	339	(113)
株主に帰属する当期純利益／（損失）	**(265,328)**	**4,635**	**(658,855)**	**(275,616)**	**(332,819)**

(円)	12月31日に終了した３ヶ月間	9月30日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した３ヶ月間	12月31日に終了した年度	
一株当たり利益／（損失）	**2016年**	2016年	2015年	**2016年**	2015年
基本的一株当たり利益／（損失）	(127)	2	(371)	(135)	(196)
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(127)	2	(371)	(135)	(196)

連結貸借対照表

	2016年12月31日		2016年9月30日		2015年12月31日	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産						
現金および銀行預け金	121,161	13,697,251	104,972	11,867,085	92,328	10,437,680
利付銀行預け金	772	87,275	827	93,492	867	98,014
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券	134,839	15,243,549	114,793	12,977,349	123,049	13,910,689
担保受入有価証券（公正価値）	32,564	3,681,360	27,707	3,132,276	28,511	3,223,169
トレーディング資産（公正価値）	165,150	18,670,208	183,870	20,786,504	190,737	21,562,818
投資有価証券	2,489	281,381	2,377	268,720	3,090	349,325
その他の投資	6,777	766,140	6,012	679,657	7,021	793,724
貸付金、純額	275,976	31,199,087	274,606	31,044,208	272,995	30,862,085
有形固定資産	4,711	532,579	4,640	524,552	4,644	525,004
のれん	4,913	555,415	4,725	534,161	4,808	543,544
その他の無形資産	213	24,080	192	21,706	196	22,158
未収仲介料	33,431	3,779,375	39,392	4,453,266	34,542	3,904,973
その他資産	36,837	4,164,423	42,598	4,815,704	58,017	6,558,822
資産合計	**819,833**	**92,682,121**	**806,711**	**91,198,679**	**820,805**	**92,792,005**
負債および持分						
銀行に対する債務	22,800	2,577,540	21,964	2,483,030	21,054	2,380,155
顧客の預金	355,833	40,226,921	345,148	39,018,981	342,705	38,742,800
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券および貸付有価証券	33,016	3,732,459	32,261	3,647,106	46,598	5,267,904
担保として受け入れた証券の返還義務，（公正価値）	32,564	3,681,360	27,707	3,132,276	28,511	3,223,169
トレーディング負債（公正価値）	44,930	5,079,337	47,893	5,414,304	48,971	5,536,172
短期借入金	15,385	1,739,274	11,600	1,311,380	8,657	978,674
長期債務	193,315	21,854,261	195,455	22,096,188	197,608	22,339,584
未払仲介料	39,852	4,505,269	42,188	4,769,353	39,452	4,460,049
その他負債	39,555	4,471,693	37,738	4,266,281	42,231	4,774,215
負債合計	**777,250**	**87,868,113**	**761,954**	**86,138,900**	**775,787**	**87,702,720**
普通株式	84	9,496	84	9,496	78	8,818
払込剰余金	32,131	3,632,410	31,925	3,609,121	31,925	3,609,121
利益剰余金	26,226	2,964,849	28,573	3,230,178	29,139	3,294,164
自己株式、原価	0	0	(18)	(2,035)	(125)	(14,131)
その他包括利益/（損失）累計額	(16,272)	(1,839,550)	(16,288)	(1,841,358)	(16,635)	(1,880,587)
株主持分合計	**42,169**	**4,767,205**	**44,276**	**5,005,402**	**44,382**	**5,017,385**
非支配持分	414	46,803	481	54,377	636	71,900
持分合計	**42,583**	**4,814,008**	**44,757**	**5,059,779**	**45,018**	**5,089,285**
負債および持分合計	**819,833**	**92,682,121**	**806,711**	**91,198,679**	**820,805**	**92,792,005**

連結株主持分変動計算書

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式原価	その他包括利益／（損失）累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2016年12月31日に終了した3ヶ月間	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）
期首残高	**84**	**31,925**	**28,573**	**(18)**	**(16,288)**	**44,276**	**481**	**44,757**
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	–	(13)	–	–	–	(13)	(6)	(19)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入[1,2]	–	–	–	–	–	–	(38)	(38)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却[2]	–	–	–	–	–	–	20	20
当期純利益／（損失）	–	–	(2,347)	–	–	(2,347)	2	(2,345)
その他包括利益／（損失）合計（税引後）	–	–	–	–	16	16	8	24
自己株式の売却	–	24	–	2,875	–	2,899	–	2,899
自己株式の買戻し	–	–	–	(2,865)	–	(2,865)	–	(2,865)
株式報酬（税引後）	–	220 [3]	–	8	–	228	–	228
自己株式に連動した金融商品[4]	–	(19)	–	–	–	(19)	–	(19)
連結範囲の変更、純額	–	–	–	–	–	–	(53)	(53)
その他	–	(6)	–	–	–	(6)	–	(6)
期末残高	**84**	**32,131**	**26,226**	**0**	**(16,272)**	**42,169**	**414**	**42,583**

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式原価	その他包括利益／（損失）累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2016年12月31日に終了した3ヶ月間	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
期首残高	**9,496**	**3,609,121**	**3,230,178**	**(2,035)**	**(1,841,358)**	**5,005,402**	**54,377**	**5,059,779**
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	–	(1,470)	–	–	–	(1,470)	(678)	(2,148)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入[1,2]	–	–	–	–	–	–	(4,296)	(4,296)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却[2]	–	–	–	–	–	–	2,261	2,261
当期純利益／（損失）	–	–	(265,328)	–	–	(265,328)	226	(265,102)
その他包括利益／（損失）合計（税引後）	–	–	–	–	1,809	1,809	904	2,713
自己株式の売却	–	2,713	–	325,019	–	327,732	–	327,732
自己株式の買戻し	–	–	–	(323,888)	–	(323,888)	–	(323,888)
株式報酬（税引後）	–	24,871 [3]	–	904	–	25,775	–	25,775
自己株式に連動した金融商品[4]	–	(2,148)	–	–	–	(2,148)	–	(2,148)
連結範囲の変更，純額	–	–	–	–	–	–	(5,992)	(5,992)
その他	–	(678)	–	–	–	(678)	–	(678)
期末残高	**9,496**	**3,632,410**	**2,964,849**	**0**	**(1,839,550)**	**4,767,205**	**46,803**	**4,814,008**

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式原価	その他包括利益／（損失）累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2016年12月31日に終了した12ヶ月間	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）	（百万スイス・フラン）
期首残高	**78**	**31,925**	**29,139**	**(125)**	**(16,635)**	**44,382**	**636**	**45,018**
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	–	(13)	–	–	–	(13)	(6)	(19)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 [1,2]	–	–	–	–	–	–	(103)	(103)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 [2]	–	–	–	–	–	–	112	112
当期純利益／(損失)	–	–	(2,438)	–	–	(2,438)	3	(2,435)
会計方針の変更による累積的影響額（税引後）	–	–	(475)	–	475	–	–	–
その他包括利益／(損失)合計（税引後）	–	–	–	–	(112)	(112)	(5)	(117)
普通株式の発行	6	1,661	–	–	–	1,667	–	1,667
自己株式の売却	–	7	–	16,160	–	16,167	–	16,167
自己株式の買戻し	–	–	–	(16,197)	–	(16,197)	–	(16,197)
株式報酬(税引後)	–	178 [5]	–	162	–	340	–	340
自己株式に連動した金融商品 [4]	–	(164)	–	–	–	(164)	–	(164)
配当支払	–	(1,435) [6]	–	–	–	(1,435)	–	(1,435)
連結範囲の変更、純額	–	–	–	–	–	–	(194)	(194)
その他	–	(28)	–	–	–	(28)	(29)	(57)
期末残高	**84**	**32,131**	**26,226**	**0**	**(16,272)**	**42,169**	**414**	**42,583**

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式原価	その他包括利益／（損失）累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2016年12月31日に終了した12ヶ月間	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
期首残高	**8,818**	**3,609,121**	**3,294,164**	**(14,131)**	**(1,880,587)**	**5,017,385**	**71,900**	**5,089,285**
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	–	(1,470)	–	–	–	(1,470)	(678)	(2,148)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 [1,2]	–	–	–	–	–	–	(11,644)	(11,644)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 [2]	–	–	–	–	–	–	12,662	12,662
当期純利益／(損失)	–	–	(275,616)	–	–	(275,616)	339	(275,277)
会計方針の変更による累積的影響額（税引後）	–	–	(53,699)	–	53,699	–	–	–
その他包括利益／(損失)合計（税引後）	–	–	–	–	(12,662)	(12,662)	(565)	(13,227)
普通株式の発行	678	187,776	–	–	–	188,454	–	188,454
自己株式の売却	–	791	–	1,826,888	–	1,827,679	–	1,827,679
自己株式の買戻し	–	–	–	(1,831,071)	–	(1,831,071)	–	(1,831,071)
株式報酬(税引後)	–	20,123 [5]	–	18,314	–	38,437	–	38,437
自己株式に連動した金融商品 [4]	–	(18,540)	–	–	–	(18,540)	–	(18,540)
配当支払	–	(162,227) [6]	–	–	–	(162,227)	–	(162,227)
連結範囲の変更、純額	–	–	–	–	–	–	(21,932)	(21,932)
その他	–	(3,165)	–	–	–	(3,165)	(3,278)	(6,444)
期末残高	**9,496**	**3,632,410**	**2,964,849**	**0**	**(1,839,550)**	**4,767,205**	**46,803**	**4,814,008**

[1] ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済および関連する配当金の支払を含む。

[2] ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引および伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わない」として表示される。

[3] 付与された株式の公正価値が報酬費用認識額を上回ったことによる税務上の便益（純額）13 百万スイス・フランを含む。

[4] 株式報酬を経済的にヘッジするために当グループが購入した自己株式の特定のコールオプションを含む。これらのコールオプションはUS GAAP に従って資本性金融商品として指定されているため、当初は公正価値で株主資本に認識され、その後は再測定されない。

[5] 付与された株式の公正価値を報酬費用認識額が上回ったことによる税額（純額）マイナス 110 百万スイス・フランを含む。

[6] 資本拠出による準備金から支払われる。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2017 年 2 月 14 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン＝113.05 円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

Ⅱ．2016年度第３四半期財務報告書（Financial Report 3Q16）に記載の訴訟

訴訟

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟、関連引当金及び既存の引当金の対象外であり、合理的に発生し得る損失の全体的な予想範囲は、当グループが 2016 年６月 30 日に提出した有価証券報告書の第一部　第６　３（２）「訴訟」において記載され、かつその後の四半期毎の「重要な事実が発生したことを示す書面」で更新されている（以下の記述も含む。）。これらの手続の一部は様々なクラスの原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の手続に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を繰り入れていない案件も含め、当グループは当該訴訟に係る外部弁護士費用及びその他のサービス会社の費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟手続を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる法的手続の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載する詳細な内容には(a)損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟手続、及び(b)関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟手続が含まれる。一部の記載では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示している。その他については当該記述はない。当該記述のないものもあるが、これは、(a)当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、当該事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は(b)当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項についての当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積ることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟手続に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及びその時点で入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、手続の種類及び性質、事象の進展状況、弁護士の助言、類似の事象における当グループの抗弁及び経験、並びに類似の又は関連する訴訟又は手続におけるその他の被告も関与した和解等の事象の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。法的手続に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実上及び

法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係争中であるほぼすべての事象は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事象も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生しうる損失額を示すものではない可能性がある。記載した一部の手続については、当グループは請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることができる手続に関する、損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、手続の複雑さ、一部の請求の新規性、手続が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の手続に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。当グループが 2016 年６月 30 日に提出した有価証券報告書の第一部　第６　３（２）「訴訟」で説明され、かつその後の四半期毎の「重要な事実が発生したことを示す書面」で更新されている（以下の記述も含む。）手続については当グループが見積り可能と考えている既存の引当金の対象ではなく、合理的に発生し得る損失のすべての範囲についての当グループの見積りは、ゼロから 2.6 十億スイス・フランである。

2016 年度第３四半期、当グループは、357 百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟の結果が総合的に、当グループの財務状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された手続を含む、かかる手続の潜在的な不確定要素に鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の訴訟

以下に開示される金額は、現在までの原告の実際の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映しているものではない。むしろ、別段の記載がない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高の金額を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。

個別の投資家訴訟

2016 年７月 28 日、テキサス州の郡・地区退職制度が提起した訴訟を管轄するテキサス州裁判所は、和解を受けて、クレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）エルエルシー（「CSS LLC」）に対するすべての申立てを再訴不可な形で棄却した。当該請求は、係争対象である RMBS（金額未公表）に関連するものであった。

2016 年８月９日、ワシントン州裁判所において、再訴不可な形の訴えの任意的取下げに関する合意が提出され、2016 年８月 10 日に当該裁判所によって受理された。その結果、シアトルの連邦住宅貸付銀行（「シアトル FHLB」）が CSS LLC 及びその関連会社を相手方として提起した、係争対象である約 104 百万米ドルの RMBS に関する訴訟が棄却された。2016 年８月 30 日、シアトル FHLB は、ワシントン州裁判所による 2016 年８月 10 日付の最終的な棄却命令を不服として控訴し、2016 年５月４日付で裁判所が CSS LLC 及びその関連会社に認めた部分的サマリー・ジャッジメントの取消しを求

めた。当該サマリー・ジャッジメントでは、シアトル FHLB による訴訟において CSS LLC 及びその関連会社を相手方とする係争対象の RMBS の金額が、約 249 百万米ドルから約 104 百万米ドルへと減額された。

2016 年９月、サンフランシスコの連邦住宅貸付銀行と CSS LLC 及びその関連会社は、係争対象約 1.6 十億米ドルの RMBS（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争中の金額 9.5 十億米ドルの約 17%。なお、一部証書に関する申立ての棄却を反映して減額）に関する CSS LLC 及びその関連会社に対する申立てについて原則として和解した。2016 年９月 26 日、当該訴訟を管轄するカリフォルニア州裁判所は、2016 年 10 月 11 日に開始予定であった審理日を取り消した。

銀行の貸付に関する訴訟

2016年７月27日、アイダホ州連邦地方裁判所は、４つの不動産開発における現在又は過去の住宅所有者が提起した訴訟につき、サマリー・ジャッジメントを求める被告らの申立てを認め、当該訴訟を再訴不可な形で棄却した。これに対し、原告らは控訴した。

2016年９月29日、当行の関連会社及びハイランド・キャピタル・マネジメント・エルピーの関係事業体の双方は、ダラスに所在するテキサス州第５控訴裁判所において控訴に係る冒頭摘要書を提出した。

レート関連の問題

2016 年８月 16 日、クレディ・スイス・グループ AG 及びクレディ・スイス銀行は、他の金融機関数社とともに、ニューヨーク州南部連邦地方裁判所（「SDNY」）で提起された、銀行手形交換基準金利の不正操作の疑いに関する適格性認定前の集団訴訟における被告となった。

2016 年８月 23 日、SDNY は、1974 年米国従業員退職所得保障法に違反し、共謀して一部の外国為替レートを不正操作していた疑いでクレディ・スイス銀行及び CSS LLC 並びにその他の金融機関に対し提起されていた適格認定前の集団訴訟を棄却した。2016 年９月 22 日、原告らは当該判決について控訴した。

2016 年９月 20 日、SDNY は、外国為替レートの不正操作の疑いに関連する併合訴訟において、クレディ・スイス・グループ AG、クレディ・スイス銀行及び CSS LLC を含む被告らによる棄却申立ての一部を認め、一部を認めなかった。当該判決では、適格認定前の集団訴訟の範囲が縮小されたものの、反トラスト法違反及び商品取引所法違反に関する主な請求の存続が認められた。

2016 年９月 26 日、クレディ・スイス・グループ AG 及び関連会社並びにその他の金融機関は、外国為替関連商品の間接的な買主のために行われた疑いのある外国為替市場の不正操作に関して SDNY に提起された適格認定前の集団訴訟の被告となった。

CDS 関連の問題

従前に開示した通り、クレディ・スイスの事業体１社は、信用デリバティブ売買、取引処理、決済及び情報提供における競争に関する民事事件の捜査請求を米国司法省から受領した。米国司法省は、クレディ・スイスに対し、2016年９月15日付のレターの中で捜査が終了した旨を通知した。

新規純資産に関する事項

2016年10月５日、米国証券取引委員会（「SEC」）は和解を発表した。クレディ・スイスは、当該和解に基づき、90百万米ドルの支払いに同意し、また2011年度第４四半期から2012年度第４四半期までの間、新規純資産の認識に関する実務事項の開示が不十分であったことを認めた。

ATA訴訟

クレディ・スイス銀行を含む複数の銀行は、米国反テロリズム法（「ATA」）に基づく１件の訴訟の被告となっている。2016年９月14日、クレディ・スイス銀行及びその他の被告らは、ニューヨーク州東部連邦地方裁判所において原告の第２修正訴状の棄却申立てを行った。

イタリアにおける捜査

クレディ・スイス銀行は、追徴課税の支払い及び行政処分に同意し、従前に開示された税金問題及びマネー・ロンダリングの問題の疑いに関するイタリアにおける捜査を解決した。疑われた税法上の負担とは、イタリアの顧客の活動に関する必要な開示を怠ったことを前提としていた。クレディ・スイス銀行は、当該請求の解決のために 18 百万ユーロに上る追徴課税の支払いに同意した。クレディ・スイス銀行は、83 百万ユーロの税金も支払うが、その内訳は、当該事案に関係する収益の法人税、関連制裁金及び利息に相当する 70 百万ユーロ、並びにこれとは無関係のイタリアの税金事由に関する税金及び利息に相当する 13 百万ユーロであった。疑われた行政法上の負担とは、過去の内部統制が不十分であったことを前提としていた。クレディ・スイス銀行は、イタリア行政法第 231 号第 63 条に基づき、８百万ユーロの不正利得の返還金及び１百万ユーロの行政上の制裁金を支払うことに合意した。イタリア行政法第 231 号に基づく当該合意は、司法機関による承認を条件としており、2017 年初めにかかる承認が下りる予定である。いずれの合意にも、罪状の認否は要求されなかった。

Ⅲ. 2016年12月７日付2016年インベスター・デーに係るメディアリリース

2016年インベスター・デー

チューリッヒ、2016年12月７日―2015年10月、当グループは、高いインベストメント・バンキング能力を保持し、大手プライベート・バンク及びウェルス・マネージャーとしての当グループの地位を強化するための当グループの戦略及び計画を公表した。成長を追求する中で、当グループは、大規模で、確立され、かつ裕福な成熟市場と、多額の資産が創出されているもののボラティリティの高い、急速に成長している新興国市場の間における当グループの存在について、均衡のとれたアプローチを取ると述べた。当グループは、この戦略が、やがて当グループの株主に対して大きな価値を生み出すこととなると考えている。

将来を見越し、当グループは、本日、裕福かつ成熟したスイス市場における2018年度の中期的税引前利益（「PTI」）目標並びにアジア太平洋部門（「APAC」）の新興国市場及び当グループのインターナショナル・ウェルス・マネジメント（「IWM」）部門に分類されるその他の新興経済国の両方における当グループのウェルス・マネジメント目標を承認する。

また、当グループが直面している困難な市況に鑑みて、当グループは、APACにおける当グループのマーケッツ及びトレーディング業務並びにIWMにおける当グループのアセット・マネジメント業務に関連する当グループの目標を下方修正する。

これと並行して、当グループは、当グループの銀行のサイクルを通じた弾力性をより高め、また、状況が改善された場合には、当グループの株主にとって大きな潜在的なアップサイドをもたらすことを目的として、当グループのコスト削減目標を増加する。

当グループの戦略的目標の達成

2015年10月21日の前回のインベスター・デー以降、当グループは、当グループが達成を目指し設定した戦略的目標に対して著しい進展を遂げた。

コスト　当グループは、当グループの固定費用基盤を大幅に削減しており、当グループの戦略的計画の初年度において達成が見込まれていた1.6十億スイス・フラン[1]の削減（純額）であった。2016年度１月－９月期において、当グループは、昨年度に当グループが発表した2016年度末の費用削減目標（純額）の1.4十億スイス・フランを上回った。本日、当グループは、より多くのプラスの**営業レバレッジ**を創出するために、当グループの2018年度末の費用削減目標を増加する。

収益性の成長　当グループの超富裕層個人（「UHNWI」）及び起業家顧客を重視することで、当グループは、困難な市場において、多額の新規純資産を引き寄せ、当グループの運用資産（「AuM」）を著しく成長させることができた。当グループは、当グループが2016年度に証明した通り、当グループのグローバルなプ

ラットフォームを活用して、魅力的な成長機会及び当グループのコントロールの強化に対して引き続き投資する。当グループは、これらの投資が、やがて当グループの株主にとって重大かつ持続可能な利益を生み出すものと見込んでいる。

グローバル・マーケッツ部門（「GM」）の規模の最適化　当グループは、当グループのGM業務の規模の最適化を実質的に完了し、エクイティ及び債券全体における当グループの重要顧客のフランチャイズに選択的に投資しこれを保護する一方で、リスク及び資本消費を低減させた。

資本　当グループは、リスク加重資産（「RWA」）及びレバレッジ・エクスポージャーの規律ある管理を通じて当グループの資本比率を強化する一方で、規律ある資本管理アプローチを維持し、利回りがより高くボラティリティのより低い事業に資本を割り当てている。ストラテジック・リゾルーション・ユニット（「SRU」）において、当グループは、資本及び貸借対照表の使用を、１年間でRWAの35％減（オペレーショナル・リスクを除く。）と大幅に削減しており、予想を下回る当グループの株主に対する撤退コストでこれを達成した。当グループは、2016年度第３四半期末において、12％のルックスルー普通株式等ティア１（「CET1」）資本比率（当グループの過去最高水準）を有していた。これは、2015年度第３四半期末に比べ180ベーシス・ポイント（「bp」）の改善である。

2018年度末の目標

当グループは、当グループのコスト削減目標を増加し、スイス・ユニバーサル・バンク部門（「SUB」）における当グループのPTI目標並びにAPAC及びIWMにおける当グループのウェルス・マネジメントPTI目標を承認する。当グループが直面している困難な市況に鑑みて、当グループは、APACにおける当グループのトレーディング及びマーケッツ業務並びにIWMにおける当グループのアセット・マネジメント業務に関連する当グループのPTI目標を下方修正する。これと並行して、当グループは、弾力性を高め、状況が改善された場合には、当グループの株主にとって潜在的なプラス効果を創出するために、当グループのコスト削減目標を引き上げる。

2018年度末の営業レバレッジ目標の増加

2016年度中、当グループは、成長事業へ投資し、当グループの管理枠組みを改善する一方で、営業費用基盤の削減において著しい進展を遂げた。当グループは、2016年度末までに1.6十億スイス・フランの費用削減（純額）[1]を予想額とする、当グループのコスト削減目標を上回る見込みである。これは、発表後の初年度中に類似のコスト削減プログラムを有する当グループの競合他社の多くが達成したコスト削減金額を上回っている。[2]

当グループは、本日、当グループの2018年度の営業費用基盤目標を18十億スイス・フラン未満から17十億スイス・フラン未満へと引き下げる。当グループは、追加のコスト削減施策によってモメンタムを維持しているため、当グループは、当グループのコスト削減総額（純額）の目標を、2018年度末までに3.2十億スイス・フランから4.2十億スイス・フラン超に引き上げる。

重要な取り組みとして、当グループは、これらのコスト削減イニシアチブと並行して、すべての部門において当グループのクライアントのフランチャイズを強化するために、人材及びテクノロジーに引き続き投資する。

2018年度末の部門別PTI目標について

昨年のインベスター・デー以降、2018年度における当グループの目標に対する当グループの見解は、次の２つの重要な進展による影響を受けた。すなわち、(i)新しい部門構成に基づく事業運営を開始後、数多くの新しい成長及び効率化イニシアチブを細分化して展開できたこと、並びに(ii)市場環境及び政治情勢の見通しが現在までに大きく変動し、当グループの目標のうち市場に依拠する部分が悪影響を受けたことである。

これにより、2018年度に向けて設定した当グループの一部目標を見直すこととなった。今日、当グループは、2018年度における当グループのウェルス・マネジメント事業全体の目標及びGMの利益目標を再確認するとともに、取引フローの低迷及び市場活動水準の低下による影響を最も大きく被る活動に関連する当グループの目標を下方修正する。SRUにおいては、当グループは、2018年度の指針を更新しており、2019年度の指針を策定中である。

・SUB：2016年度１月－９月期における堅調な業績を受け、2018年度のPTI目標を2.3十億スイス・フランとすることが確認された。
・IWM：アセット・マネジメントにおける業績報酬の減少を反映するために、PTI目標が1.8十億スイス・フランへと修正された。
・APAC：PTI目標が1.6十億スイス・フランへと修正された。このうち、ウェルス・マネジメントの目標は0.7十億スイス・フランに据え置かれ、また、市場取引量及び資本市場活動の低迷の影響を反映するためにAPACインベストメント・バンキングのPTI目標が下方修正された。
・GM：2018年度における規制資本利益率[3]を10-15%とすることが確認された。
・IBCM：2018年度における規制資本利益率[3]を15-20%とすることが確認された。
・SRU：2018年度までに1.4十億米ドルの税引前損失、2019年度までに0.8十億米ドルの税引前損失とする。

現在、直面する不安定な市況を受け、当グループの現行の利益目標計画の実現は、収益の成長よりも当グループによる制御が可能な費用削減の実行へと比重を移して注力している。これにより、市況が改善した場合には、当グループに潜在的なアップサイドをもたらす可能性がある。

当グループの資本基盤の強化

強固な資本基盤の構築は、当グループの戦略において中心的な目標である。当グループは、2016年においてこの目標達成に向けて特筆すべき進捗を達成しており、今後も引続き堅調な貸借対照表の維持を優先事項とする。2016年度第３四半期末、当グループのルックスルー・ベースのCET1資本比率は、2015年度第３四半期末から180ベーシス・ポイント増の12%となったが、これは当グループにとって今までで最

も高い水準となった。当グループは、2018年度以降、CET1資本比率の目標値をバーゼル３の引上げ前の13％超とすることを確認したが、これは2018年度以降の規制上の再調整後の約11％[4]に相当する。2016年度第３四半期末における当グループのルックスルー・ベースのCET1レバレッジ比率は、2015年度第３四半期末から60ベーシス・ポイント増の3.4％であった。当グループは、2018年度において3.5％超のルックスルー・ベースのCET1レバレッジ比率を目標としている。

部門別の概要

スイス・ユニバーサル・バンク部門（「SUB」）の業績は好調である。事業全体の好調な収益及び効果的な費用イニシアチブに牽引されて、３四半期連続して前年度同期比で調整後*PTIが成長し、2015年度１月－９月期と比べると、2016年度１月－９月期において計上ベースで25％増、かつ調整後*ベースで８％増[5]となった。当グループは、2016年度１月－９月期において、計上ベースで18％、調整後*ベースで15％の規制資本利益率[3]を実現した。当グループは、2018年度末までの２年間で、200百万スイス・フラン超の追加費用削減（純額）の実現を目指す効率改善策を組織的に実行し続けている。当グループは、当グループのマルチチャネル戦略におけるデジタル対応力及び処理能力を向上させるための投資を継続する。当グループはさらに、年率１－３％の収益成長率の実現を目指す具体的な成長イニシアチブを追加で指定した。但し、これは市場の状況に服する。これを背景に、当グループは、2018年度末における当該部門のPTI目標を2.3十億スイス・フランとすることを確認する。当グループは、市況上可能ならば、2017年度下半期に予定されているクレディ・スイス（シュヴァイツ）エイ・ジーの一部新規株式公開の準備を計画通り遂行中である[6]。当該法人に関する指針は、2017年度第２四半期に提供される予定である。

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門（「IWM」）は、困難な市場において確固たる収益獲得のための道筋及び堅調な新規純資産の発生に関して大幅な進歩を遂げている。プライベート・バンキングは、規制強化による継続的な悪影響にかかわらず、2016年度１月－９月期において15.2十億スイス・フランの新規純資産を堅調に計上し、７％の年間成長率[7]を達成した。これに対し、前年度同期の年間成長率は0.5％であった。当グループは、顧客の資金調達ニーズに応え続けた結果、2016年度１月－９月期において3.1十億スイス・フランの新規貸付純額を計上した。当グループによる戦略的な顧客基盤へのサービス提供の成功は、2016年度において高水準のグロス・マージンであった当該顧客層に係る純収益の大幅増に反映されていた。アセット・マネジメントは、グローバル運用報酬の増加、堅調な資産インフロー及び効率向上によって、2016年度１月－９月期においてPTIが計上ベースで20％上昇し、調整後*ベースで22％上昇した。IWM全体のコスト効率は、成長投資資金として活用され、2016年度１月－９月期に170名のリレーションシップ・マネージャーが雇用されたほか[8]、リスク及びコンプライアンス機能の地域間調整への投資にも使用された。2018年度末における当グループの目標PTIは、アセット・マネジメントの業績報酬の減少を反映して2.1十億スイス・フランから1.8十億スイス・フランへと修正された。2018年度にPTIが約150百万スイス・フラン増加すると見込まれている当グループの欧州事業の営業レバレッジを利用すると同時に、当グループの主力の新興市場事業[9]における継続的な成長を通じた進捗が予想されている。さらに、2018年度において、アセット・マネジメントによってPTIが200百万スイス・フラン以上増加する見込みである。IWMは、積極的にリスクを管理し、かつ効率向上と成長投資のバランスを図りながら成長を実現する見込みである。

アジア太平洋部門（「APAC」）における当グループの統合モデルは、当グループのUHNWI及び起業家顧客との取引の成長に勢いがあることを示しており、これにより、2016年度は困難な市況にもかかわらず好調な収益成長及び十分な収益率を実現することができた。クレディ・スイスはAPACでトップ３[10]に入るプライベート・バンクであり、2016年度１月－９月期の当グループのウェルス・マネジメント事業の純収益は、2015年度１月－９月期に比べ10％増加し、2016年度第３四半期末時点で169十億スイス・フランの記録的AuMを計上した。当グループは、引き続きこの中核顧客基盤に対し、当グループのトップクラスの株式のフランチャイズへのアクセスに支えられた、差別化されたアドバイザリー主導型のソリューションの提供に努める。2016年度１月－９月期の引受及びアドバイザリー業務の純収益は、2015年度１月－９月期に比べ35％増加し、クレディ・スイスは、現在、日本を除くAPACにおいて国際的な銀行の中で顧客内シェア第１位である[11]。市場環境が鈍化傾向にあることを踏まえ、当グループは、当グループのPTI目標を成長の鈍化に合わせて調整した。当グループのウェルス・マネジメント関連業務についての2018年度末までのPTI目標は、0.7十億スイス・フランであることを確認し、同部門のPTI目標を1.6十億スイス・フランに調整している。将来的には、当グループは、当該事業全体にわたる効率性対策プログラムにより追加の営業レバレッジを利かせることを目指す。当グループにおいて、当グループのUHNWI及び起業家顧客基盤における継続的な富の創造と事業成長に牽引されるAPACは、今後も優先的かつ中核の一つである。

インベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門（「IBCM」）は、成長機会への投資を継続し、営業業績が向上した。当グループは、M&A及び株式資本市場に対する当グループの商品構成を再調整し、その結果、2016年度１月－９月期における当グループ中核商品全体について顧客内シェアの増加[12]及びトップ５の市場ポジション[12]へとつながった。当グループは引き続き当グループの顧客構成を最適化して投資適格企業顧客により重点を置き、また、当グループのグローバル・プラットフォームにレバレッジを利かせ、先進国及び新興国の両市場におけるクロス・ボーダーに関する専門知識に対する高まる顧客需要を満たすようにした。当グループの目標は、2018年度末までに15-20％の範囲で規制資本利益率[3]を創出することである。

グローバル・マーケッツ部門（「GM」）においては、当グループは、複数の主要な顧客業務を有しており、大幅な再編を実施中の年度を通じて、これらの業務を守るよう尽力してきた。当グループは、特に南北アメリカにおいて好調であったことから、当グループの中核事業で首位を維持することができた。加速した当グループの再編は実質的に完了し、GMは、2016年度末RWA上限である60十億米ドル未満で事業を行い、2018年度末の目標費用基盤である5.4十億米ドルに近づいている。当グループは、現在、収益を動かし、IWM、IBCM及びAPACとの協力機会をより生かしていくことに重点を移している。同時に、当グループは、2018年度末までに10-15％の規制資本利益率[3]を達成するため、当グループの（RWAを60十億米ドル、レバレッジ・エクスポージャーを290十億米ドルと仮定した場合の）資本上限未満で営業しつつ営業レバレッジを向上させるよう尽力している。

当グループの**ストラテジック・リゾルーション・ユニット**（「SRU」）においては、当グループは、急速にレバレッジを解消し、2015年度第４四半期末に比べレバレッジ・エクスポージャーを51十億米ドル及び

RWAを19十億米ドル削減し（オペレーショナル・リスクを除く。）、RWAの約１％（当グループの長期的指針である２−５％より低い。）の有利なコストで幅広い取引を通じた事業から撤退した。これにより資本が解放され、当グループの顧客活動を支えるために成長事業に再投資できるようになった。当グループの目標は、2019年度末までに約0.8十億米ドルの税引前損失を実現し、資本消費を約80％削減することである。

まとめ

当グループの計画の実施から１年が経過したが、当グループでは、我々の戦略が機能していると考えている。当グループは、引き続き資産を惹き付け、当グループのウェルス・マネジメント事業が提供する質を高めることを目指すと同時に、顧客に役立つために当グループの強固なインベストメント・バンキング能力を生かしていく。1856年以来、クレディ・スイスは、先進国及び新興国の両市場における起業家との提携において最前線に立ってきた。これは、深く根付いた伝統であり、今後も継続するつもりである。当グループは、当グループがターゲットとする起業家顧客に対し、ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンキングを統合したアプローチが提供可能である点に、大きな利点があるものと考えている。

当グループは、コスト削減において力強い前進を遂げており、2016年度の削減額（純額）は1.6十億スイス・フラン[1]となる見込みであり、これにより当グループの営業レバレッジも増加する。当グループ戦略の中核目的の一つは、当行の収益性及び弾力性の双方を高めることである。これと並行して、当グループは、当グループの事業拡大への投資を継続し、当グループの中核顧客業務において収益性を向上させており、2016年度第３四半期末現在のウェルス・マネジメント事業におけるAuMは、2015年度第３四半期末に比べ62十億スイス・フラン増加した。

当グループは、規律ある実行、収益性の成長及び当グループの資本基盤の強化という当グループの主要優先事項に引き続き重点を置いていく。当グループは、2018年度までには、営業レバレッジを増加するために導入した方策からクレディ・スイスが利益を上げるようになり、SRUが縮小するとともに、力強い中核事業が質が高くかつより予測可能な収益の流れを創出することとなるものと見込んでいる。

2016年度を通じて、当グループは、将来より強固で弾力性を有するクレディ・スイスとするための基盤を築くための、困難ではあるが重要な措置をいくつか講じた。その結果、当グループは、収益性を高め、当グループの株主に対して長期的価値を提供するための適切な態勢が整ったと考えている。

＊ 調整後業績は、非GAAPの財務指標である。最も直接的に比較可能な米国GAAP財務指標に対する調整後業績の差異調整については、12月７日に発表された英語版メディアリリースのAppendixにおける調整項目の調整後数値を参照のこと。

1 対2015年度の調整後営業費用合計。コスト削減プログラムは、一定の外国為替レートで測定され、2015年度第４四半期に計上された主な訴訟費用（821百万スイス・フラン）、リストラクチャリング費用（355百万スイス・フラン）及びのれんの減損（3,797百万スイス・フラン）を除外した（但し、削減達成のためのその他の費用は含む。）費用ランレートに基づいていた。

2 公表四半期のスポット･レートに基づくスイス・フラン建ての特定の競合他社のコスト削減額。クレディ・スイスのコスト削減（純額）の2016年度予想。

3 規制資本は、RWAの10％及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5％の最低値を反映している。規制資本利益率は、税引後（調整後）利益に基づいており、全期間につき税率30％であることを前提に、平均RWAの10％及び平均レバレッジ・エクスポージャーの3.5％の最低値に基づき資本が割り当てられるものとしている。グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング＆キャピタル・マーケッツ部門の規制資本利益率は、米ドル建ての数値に基づいている。

4 重大な訴訟費用控除前。

5 2015年度１月－９月期におけるスイスカードの税引前利益である25百万スイス・フランを除く。

6 クレディ・スイス（シュヴァイツ）エイ・ジーの範囲は、スイス・ユニバーサル・バンク部門とは異なる。かかる新規株式公開は、少数株主株式の売却を伴うものであり、とりわけすべての必要な認可の取得を条件としており、クレディ・スイス・エイ・ジー又はクレディ・スイス（シュヴァイツ）エイ・ジーに追加資本を発生させることが企図されている。

7 年率換算された数値は、営業業績の変動、時季及びその他の要因を考慮しておらず、実際の年次業績と合致しない場合がある。

8 170名のリレーションシップ・マネージャーのうち、120名が2016年度１月－９月期に入社した。

9 出典：2016年３月、ユーロマネー・プライベート・バンキング・アワード2016年

10 出典：アジアン・プライベート・バンカー　2015

11 出典：2016年度（2016年12月２日現在）ディールロジック

12 出典：2016年度（2016年９月30日現在）ディールロジック

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

１　事業内容の概要

クレディ・スイス・エイ・ジーの目的は銀行業を営むことである。クレディ・スイス・エイ・ジーの業務は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動を含んでいる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、銀行、金融会社及びその他の種類の会社を設立することができる。クレディ・スイス・エイ・ジーはまた、当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社の持分を保有し、経営を行うこともできる。さらに、クレディ・スイス・エイ・ジーは、第三者にビジネス・サービスを提供するために当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社と合弁事業を行うこともできる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、スイス国内及び国外で不動産を取得し、抵当権を設定し、不動産を売却することができる。

２　主要な経営指標等の推移

最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移

（12月31日現在）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
純収益 （百万スイス・フラン）	25,006 (2,793,170百万円)	22,976 (2,566,419百万円)	25,314 (2,827,574百万円)	25,589 (2,858,291百万円)	23,211 (2,592,669百万円)
継続事業からの利益 ／（損失） （百万スイス・フラン）	2,156 (240,825百万円)	1,414 (157,944百万円)	2,484 (277,463百万円)	1,662 (185,645百万円)	(3,377) ((377,211)百万円)
当期純利益／（損失） （百万スイス・フラン）	2,131 (238,033百万円)	1,374 (153,476百万円)	2,629 (293,659百万円)	1,764 (197,039百万円)	(3,377) ((377,211)百万円)
株主に帰属する当期純利益 ／（損失） （百万スイス・フラン）	1,230 (137,391百万円)	1,041 (116,280百万円)	1,960 (218,932百万円)	1,319 (147,332百万円)	(3,370) ((376,429)百万円)
資本金 （百万スイス・フラン）	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)	4,400 (491,480百万円)
発行済普通株式総数（株）	43,996,652	43,996,652	4,399,665,200 (注1)	4,399,680,200	4,399,680,200
金庫株を除く発行済普通株式総数（株）	43,996,652	43,996,652	4,399,665,200 (注1)	4,399,680,200	4,399,680,200
株主資本 （百万スイス・フラン）	30,386 (3,394,116百万円)	34,704 (3,876,437百万円)	39,467 (4,408,464百万円)	42,895 (4,791,372百万円)	43,406 (4,848,450百万円)
資産合計 （百万スイス・フラン）	1,034,784 (115,585,373百万円)	907,436 (101,360,601百万円)	854,429 (95,439,719百万円)	904,849 (101,071,633百万円)	803,931 (89,799,093百万円)
自己資本比率（%）	2.94%	3.82%	4.62%	4.74%	5.40%
一株当たり純資産額 （スイス・フラン）	690.6 (77,140円)	788.8 (88,109円)	9.0 (1,005円)	9.7 (1,083円)	9.9 (1,106円)
一株当たり配当額 （スイス・フラン）（注2）	0.23 (26円)	0.23 (26円)	0.00 (0円) (注3)	0.00 (0円) (注4)	0.00 (0円) (注5)
一株当たり当期利益 ／（損失）－基本 （スイス・フラン）（注6）	27.96 (3,123円)	23.66 (2,643円)	0.45 (50円)	0.30 (34円)	(0.77) ((86)円)
配当性向（%）	0.8	1.0	0.0	0.0	0.0
従業員総数(注7)	23,100	23,200	21,500	20,400	20,800

（注1）　株式数の増加は、2013年11月19日に実施された一株当たり価格を100スイス・フランから１ス

イス・フランにする株式分割を反映している。

(注2)　小数点第２位で四捨五入されている。

(注3)　2014年５月９日に開催されたクレディ・スイス・エイ・ジーの年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。

(注4)　2015年４月24日に開催されたクレディ・スイス・エイ・ジーの年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、クレディ・スイス・エイ・ジーは、当グループに対し70百万スイス・フランの現物配当を分配した。当該現物配当は、クレジットカード及びチャージカード発行事業を、当グループがかなりの株式持分を保有している事業体であるスイスカードAECS GmbHへと譲渡したことに関連する金融資産及び負債で構成されていた。2015年４月24日に開催された年次株主総会において、当該現物配当が承認された。

(注5)　2016年４月29日に開催された年次株主総会において、最大10百万スイス・フランの配当金が承認された。

(注6)　四捨五入された数値に基づき計算されている。株主に帰属する当期純利益／（損失）を発行済普通株式数の平均で除した数値。発行済普通株式数の平均とは、発行済株式数の期首残高及び期末残高の合計を２で除した数値である。

(注7)　クレディ・スイス・エイ・ジー及びその支店の従業員を含む。クレディ・スイス・エイ・ジーの子会社の従業員は含まれない。クレディ・スイス・エイ・ジーの従業員数は、当グループの従業員数と大きく異ならない。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
〇外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
・外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
　なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。
・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません
外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商　号　等	エイチ・エス証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 35 号
本店所在地	〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	30 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2006 年 9 月
連　絡　先	03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

〇その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

以上

（平成 28 年 7 月 22 日）